独立行政法人農林水産消費安全技術センターの 主務省令期間(平成27年度~令和元年度)における 年度目標に定める「業務運営の効率化に関する事項」の 実施状況等に関する評価書

農林水産省

様式3-2-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事	1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター					
主務省令期間	平成27年度~令和元年度					

2	2. 評価の実施者に関する事項								
È	務大臣	農林水産大臣							
	法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	総務課長 片貝 敏雄					
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 常葉 光郎					

3. 評価の実施に関する事項

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)から提出のあった自己評価書を基礎として、所管部局である消費・安全局が評価を行い、評価点検部局である大臣官房広報評価課で評価の点 検を行った。評価の実施に当たっては、理事長・監事・担当部門のヒアリング及び有識者からの意見聴取を実施した。

4. その他評価に関する重要事項		
_		

様式3-2-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 総合評定

1. 全体の評定	
評定 (S、A、B、C、D)	B:全体としておおむね主務省令期間における目標の水準を満たしていると認められる。
評定に至った理由	項目別評定は4項目のうち、Aが1項目、Bが3項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務運営の効率化に関しては、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行してい
	る。具体的には、①業務運営の改善に関しては、勤務時間管理システムの導入などにより業務改善や職場環境改善が図られている、②業務運営コストの削減に関しては、毎年度目標
	額以上の一般管理費及び業務経費を削減するとともに、アウトソーシング等を実施することにより目標の水準を満たしている、③人件費の削減に関しては、給与水準を国と同水準に
	維持するとともに、各事業年度の人件費を前年度予算額以下とし目標の水準を満たしている、④調達等合理化の取組に関しては、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合
	が目標未達成の年度(平成30年度)があったものの、期間を通じて競争性の確保に向けて不断の努力を継続している。これらを総合的に勘案し、主務省令期間における所期の目標の
	水準をおおむね満たし、順調な組織運営を行っていると評価した。

3. 課題、改善事項など	. 課題、改善事項など								
項目別評定で指摘した課題、改善									
事項									
その他改善事項									
主務大臣による監督命令を検討す									
べき事項									

4. その他事項	
監事等からの意見	業務運営の効率化に関して、主務省令期間である平成27年度から令和元年度の5年間全体として、おおむね効果的かつ効率的に実施されているものと認める。業務運営コストの縮減
	については、「一般管理費で少なくとも前年度比3%以上の抑制、業務経費で少なくとも前年度比1%以上の抑制」の目標を達成し続けている。ただし、一般管理費の赤字を業務経費の
	抑制等により物件費トータルで収支を合わせている年も発生しており、このままの水準で予算が抑制されれば、行政執行法人として農林水産省から必要とされる業務を遂行すること
	が出来なくなる可能性があると危惧する。この5年間を通じて予算の効率的な執行がなされていることに鑑み、将来的には予算額に見合った業務目標の設定、セグメント間の資源(人
	員、予算)及び業務量の再配分、若しくは業務量を維持する場合には、運営費交付金とは別の委託費等の予算配分が必要と考える。
その他特記事項	

様式3-2-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 項目別評定総括表

株式 0									
			年度評価						
		平成 2 7	平成 2 8	平成29	平成30	令和元	効率化評価	項目別調書No.	備考欄
		年度	年度	年度	年度	年度			
Ⅱ. 業務道	運営の効率化に関する事項								
	1 業務運営の改善	В	В	A	A	В	A	第2-1	
	2 業務運営コストの縮減	В	В	В	В	В	В	第2-2	
	3 人件費の縮減	В	В	В	В	В	В	第2-3	
	4 調達等合理化の取組	В	В	В	С	В	В	第2-4	

主務省令期間:平成27年度~令和元年度

様式3-2-4 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 項目別評定調書

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第2-1	業務運営の改善								
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省	27-① 28-①	29-①	30-① 元-①			
			行政事業レビューシート事業番号	0004 0002	0002	0002 0002			

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	2 7年度	28年度	29年度	3 0 年度	元年度	(参考情報)		
									当該年度までの累積値等、	必要な情報	
	業務運営の改善	業務運営の改善状	_	業務運営懇談会1回開催	業務運営懇談会1回開催	業務運営懇談会1回開催	業務運営懇談会1回開催	業務運営懇談会1回開催			
		況		無駄削減プロジェクトチ	環境配慮・無駄削減推進	環境配慮・無駄削減推進	環境配慮・無駄削減推進	環境配慮・無駄削減推進			
				ーム2回開催	委員会3回開催	委員会3回開催	委員会3回開催	委員会2回開催			

		<u>ーム2</u> 回	開催 委員	会3回開催	養員会3回開催	委員会3回開催	委員	会2回開催	<u> </u>			
2	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	任事業中度の業務に保る日標 年度目標(平成27年度~	事業計画(平成27年度~	主な評価技の主族	八足によ	、公計៕	法人の業務実績・自	 己証価			主務大臣による評価		
	令和元年度)の概略	令和元年度)の概略	工,农山 [[[]]日1次			美 美 養		自己評価		1 1 7	(正代の の計画	
	14 TE POLITICAL TO PARTY	14 16 70 1 (X) 42 1906U			X1/3	7,77,154				評定	A	
	各事業年度の年度目標、	- 事業計画の詳細は別添 2 参照 ■	○ 業務運営の改善	,	<評定と根拠>				F		至った理由>	
			中項目の評定		評定: A						頁目はAであり、	
			は、小項目別		根拠:◇ 小項目1(項目))×3点(A)=3点					情み上げた項目別	
			(◇) の評定結		A:基準点(2)×12/10	≦ 各小項目の合計	上点 (3)			評定はAつ	であったため。	
			果の積み上げに		<課題と対応>					※小項目の	の点数の計算結り	
			より行うものと		引き続き農林水産省の指	示に従い適切に対応す	-る。			は法人の日	自己評価と同じ。	
			する。		<業務の評価>					具体的に	こは、効率的な流	
					各事業年度の事業計画に	基づき的確に実施する	るとともに、新	新しいマネジメント	・システム	人運営と約	継続的な業務改善	
					の構築・運用や働き方改革	国に対応するため勤務	時間管理システ	テムを導入して事務	の効率化	活動を推済	進していることに	
					を図るなど、能動的に業務	運営の改善を図った。				加えて、新	新しいマネジメン	
										トシステ	ムを構築、導入す	
1	業務運営の改善	1 業務運営の改善	<定性的指標>	<主要/	な業務実績>			<評定と根拠>		ることに、	より、職員個々の	
	業務運営の改善を推進す	効率的な法人運営と継続的	◇ 業務運営の改善	効	率的な法人運営と継続的な	に業務改善活動を推進 [・]	するため、次	評定: A		意識向上	や組織のパフォー	
	るため、「国の行政の業務	な業務改善活動を推進するた	状況	の取	組を行った。			根拠:計画のとお	り業務運	マンス向	上に取り組んでい	
Ī	改革に関する取組方針 ~	め、次の取組を行う。						営の改善の取組を	実施して	ること、作	動き方改革に対応	
1	行政のICT化・オープン化、	① 効率的・効果的な業務運営		1	各事業年度ともに、事業計	十画に基づく各部門の	業務進捗状況	おり、各年度とも	目標の水	するため	勤務時間管理シス	
3	業務改革の徹底に向けて	が行われているか確認するた		を	:四半期ごとに取りまとめ、	役員会において法人	運営に関する	準を満たしている	ことに加	テムを導え	入し、事務の効率	
	~」(平成26年7月25日総務	め、四半期毎に予算の執行状		重	[要事項や業務の進捗状況に	こついて審議すること	により、予算	え、効果的に業務	改善を推	化を図るフ	など、法人自身な	
	大臣決定) 等を踏まえ、法	況及び業務の進捗状況を役員		0)	執行状況と業務の進捗状況	兄を一体的に把握し、」	以後の業務執	進する仕組みの構	築やプロ	能動的に関	職場環境の改善を	
	人運営に関する重要事項や	会で審議する。		行	「に対する指示を行った。			セス評価の導入な	ど、新し	図っている	る取組が、主務省	
		② 外部の有識者を含めた業務		_	外部の有識者の参画による	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•				
1	価・点検するとともに、国	運営に関する懇談会を年1回		年	度の業務実績評価、事業語	十画と実施状況などに [・]	ついて説明を	構築、導入すること	こにより、	われている	ることから、目標	

民目線を取り入れた業務改 善活動の取組を行う。

開催し、業務運営全般につい て助言を受けることにより、 国民の目線を取り入れた業務 改善活動を行う。

③ 業務運営の改善を推進する ため、役職員からなる無駄削 減プロジェクトチームにおい て、「国の行政の業務改革に 関する取組方針 ~行政のIC T化・オープン化、業務改革 の徹底に向けて~」(平成26 年7月25日総務大臣決定)等 を踏まえ、業務改善が図られ る取組の検討を行う。

行った。外部の有識者からの意見に対して適宜改善を図るとと 職員個々の意識向上や組織 の水準を上回る成果が得ら もに、その対応状況についてフォローアップを行い、次年度の「のパフォーマンス向上に取」れていると評価できる。 業務運営懇談会で報告している。

③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる無駄削減プ 法人評価の向上につながっ ロジェクトチームの会合や環境配慮・無駄削減推進委員会の会している。 合を開催し、業務改善が図られる取組として電子決裁システム、 web会議等の導入に向けた検討を行った。

【年度評価においてA評価とする際に考慮した取組(特筆事項)】 ○平成29年度

法人の能力を向上させる観点から、平成29年度にFAMICの新しに、更なる勤務時間管理業 いマネジメントシステムを構築し、その運用を開始した。

このシステムは、マネジメントシステムの起点である「改善」理システムをカスタマイズ ・改良の機会」を見逃さないよう、その基本的な考え方やそのした結果、より迅速かつ正 手順等を内容とした手引き書を作成し、全職員に周知した上で一確な勤務時間管理が可能と トップマネジメントにより管理を行うことで効果的に業務改善なり、ペーパーレス化、自 を推進する仕組みを構築するものである。同時に、「改善・改良」動集計機能の向上等で大幅 の機会」をベースとした実績について目標達成に至るまでの困 な負担軽減となり、事務作 難の克服や効率化等のプロセスを適切かつ積極的に評価(プロ┃業の効率化が図られた。 セス評価)し、これに表彰制度と人事評価を連動させることで、 職員のモチベーションを高めている。このようにして職員の法□な法人運営と継続的な業務 人への貢献を明らかにすることで、業務の高度化・効率化など 改善活動を推進しているこ の改善の意識を職員個々に浸透させることにより組織のパフォーとに加えて、所期の目標の ーマンスの向上を図るものである。

これらの取組により、各業務の効率化や業務経費の削減の効していると認められることか 果が出ているとともに、職員の組織改善の意識の向上につながら、当該項目の評価を「A」 っている。

○平成30年度

働き方改革の取組の一環として、平成29年6月からクラウドに よる勤務時間管理システム(以下「システム」という。)を導入 し、フレックスタイム等をはじめとした多様な働き方に対応し た勤務時間管理を容易にするとともに、出勤簿使用時には明確 でなかった退勤時刻記録が、システム上必須となったことで職 員の働き方意識の改革に寄与し、時間外勤務においても最小限 となるよう環境を整えた。

また、システムを管理運用していく中で明らかとなった運用 後の課題を改善するため、システムのカスタマイズを実施した。 カスタマイズは、システム機能の問題点、職員や事務担当者

り組んでおり、業務経費の 削減に寄与するとともに、

さらに、働き方改革に対 応するため勤務時間管理シ ステムを導入し、事務の効 率化を図るなど能動的に職 場環境の改善を図るととも 務の改善のため勤務時間管

以上のことから、効率的 水進を上回る成果が得られ とした。

<各事業年度の評価結果>

平成27年度: B 平成28年度: B 平成29年度: A 平成30年度: A 令和元年度: B

が利用しやすい操作環境の模索、制度に沿った申請から集計に	
至る表記や計算方法等のプロセスの問題点を一つ一つ抽出する	
ことで、効率的に作業を行った。カスタマイズ実施後は、勤務	
管理者が承認する項目(出張・外勤、育児時間の取消、職務専	
念義務免除、休日出勤(振休等を含む)他)のほぼ全てを紙媒体	
からシステム機能を活用することで対応したため、より正確な	
定時内勤務管理と定時外や休日等の時間外勤務の反映がなされ	
た。なおかつ、非常勤職員は職員と異なる制度であることや職	
員の病気休暇除外日など特殊なケースがあるが、就業週報月報	
の表記が分かりやすくなり、適正でタイムリーな勤務時間の把	
握・管理が行われることとなった。	
また、操作者に応じた詳細な操作マニュアルの作成・周知、	
自動集計等のシステムの質の向上による誤払いリスクの低減や	
ペーパーレス化により、事務担当者の転記及び手動集計作業及	
び問い合わせ対応等の大幅な負担軽減が図られた。(カスタマイ	
ズ前後3ヶ月間の比較:作業時間68時間の削減)	
こうした努力により、限られた予算と期間でより高い成果が	
発揮でき、更に職員のシステムに対する利便性を向上すること	
ができた。	

4. その他参考情報

様式3-2-4 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 項目別評定調書

1. 当事務及び事業に関する	基本情報				
第2-2	業務運営コストの縮減				
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省	27-① 28-①	29-① 30-① 元-①
			行政事業レビューシート事業番号	0004 0002	0002 0002 0002

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2 7	年度	2	8年度		29年度	3	0年度		元年度	(参	考情報)
													当該年度までの累	積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの	3%以上の抑制	前年度予算額	3%削減		3%削減		3%削減		3%削減		3%削減		主務省令期間におけ	ける削減率:15%削減
縮減		559,373千円(26年度予算額)	効率化対象	経費	効率化対	象経費	効率化対	付象経費	効率化效	象経費	効率化対	象経費	効率化対象経費は	、前年度予算額から効
(一般管理費削減率)			559	9,373千円		261,016千円		253, 186千円		245, 590千円		237,709千円	率化対象外経費を差	差し引いた額
			削減額 10	6,781千円	削減額	7,830千円	削減額	7,596千円	削減額	7,368千円	削減額	7,132千円	平成28年度から効	率化対象外経費(合同
													庁舎維持等分担金)	を除いた額により算出
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	前年度予算額	1%削減		1%增加		1%削減		1%削減		1%削減		主務省令期間におけ	ける削減率:5%削減
		804,895千円(26年度予算額)	効率化対象	経費	効率化対	象経費	効率化対	付象経費	効率化対	 象経費	効率化対	 象経費	効率化対象経費は、	前年度予算額
			804	4,895千円		796, 846千円		788,878千円		780,989千円		772,406千円		
			削減額	8,049千円	削減額	7,968千円	削減額	7,889千円	削減額	7,811千円	削減額	7,725千円		
(2) 業務運営コストの	業務運営コストの	_	アウトソー	シング6件、	アウトソ	ーシング6件、	アウトン	ノーシング5件、	アウトン	'ーシング4件、	アウトン	'ーシング5件、		
縮減状況	縮減状況		無駄削減の	取組目標の	分析機器	の集約化	分析機器	器の集約化、業	業務フロ	コーコスト分析	業務フロ	コーコスト分析		
			策定・実施				務フロー	- コスト分析結	結果を踏	当まえた旅費関	結果を路	当まえた旅費関		
							果を踏る	まえた旅費関係	係業務の	軽減	係業務の	軽減		
							業務の軸	圣減						

3	. 各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る	る自己評価及び主務大臣に	よる評	価			
	年度目標(平成27年度~	事業計画(平成27年度~	主な評価指標		法人の業務実績・自己評価		主務大	至による評価
	令和元年度) の概略	令和元年度) の概略			業務実績			
							評定	В
	各事業年度の年度目標、事業計画の詳細は別添2参照		○業務運営コストの縮減		<評定と根拠>		<評定に至	った理由>
			中項目の評定は、小	t、小 評定: B		3の小項	目のうちBが3項	
			項目別(◇)の評定結		根拠: ◇ 小項目3 (項目) ×2点 (B) =6点			小項目を積み上
			果の積み上げにより行		B:基準点 (6) ×9/10 ≦ 各小項目の合計点 (6) < 基準点 (6) ×12/10			評定はBであっ
			うものとする。		<課題と対応>		たため。	
					引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。		※ 小項目σ	点数の計算結果
					<業務の評価>		は法人の自	己評価と同じ。
					各事業年度の事業計画に基づき、的確に実施した。		具体的に	は、次のとおり。
	2 業務運営コストの縮減	2 業務運営コストの縮減	<定性的指標>	<主導	要な業務実績>	<評定と根拠>	(1)① 一角	と 管理費について
	(1) 運営費交付金を充当して行う	(1) 人件費を除く運営費交付金	◇ 一般管理費削減率(前	(1)	人件費を除く運営費交付金で行う事業については、合同	評定: B	は、各年度	ほとも前年度比3
	事業については、業務の見直	を充当して行う事業につい	年度比3%以上)の達	庁	舎維持等分担金及び特殊要因により増減する経費を除	根拠:一般管理費は各年度	%以上削減	しており、主務

2 7 22 11 day 11 2 2 2/1/2 2 40 late			on total and the second to the	L > > >	AS A HARBY (= for BB)
し及び効率化を進め、一般管		成状況を踏まえた経費	き、一般管理費については前年度3%の削減、業務経費に		
理費(人件費及び合同庁舎維	般管理費(合同庁舎維持等分	の削減状況	ついては前年度1%を削減し、検査等業務の合理化及び効		
持等分担金等を除く。)につい	担金等を除く。) 3%以上、業		率化を図ること等により一般管理費及び業務経費とも予算		
ては少なくとも前年度比3%以	務経費を1%以上抑制するこ		額の範囲内で執行し、各年度の削減目標値を達成した。	目標の水準を満たしてい	いると評価できる。
上の抑制、業務経費について	とを目標に、(2)による業務			る。	
は少なくとも前年度比1%以	の見直し及び効率化を進め			<各事業年度の評価結果>	
上の抑制をすることを目標に	る。			平成27年度: B	
削減する。				平成28年度: B	
				平成29年度: B	
【中期的な観点から参考となる				平成30年度: B	
べき事項】				令和元年度:B	
引き続き業務の見直し及び		<定性的指標>		<評定と根拠>	(1)② 業務経費について
効率化を進め、一般管理費(人		◇ 業務経費削減率(前		評定: B	は、各年度とも前年度比
件費及び合同庁舎維持等分担		年度比1%以上)の達		根拠:業務経費は各年度と	%以上削減しており、主務
金を除く。)及び業務経費につ		成状況を踏まえた経費		も前年度比1%以上削減し	省令期間(5年間)では5%肖
いて削減していく。		の削減状況		ており、主務省令期間(5年	減となっていることから、
				間)では5%削減となり、目	目標の水準を満たしている
				標の水準を満たしている。	と評価できる。
				<各事業年度の評価結果>	
				平成27年度: B	
				平成28年度: B	
				平成29年度: B	
				平成30年度: B	
				令和元年度:B	
(2) 業務運営コストの縮減に	(2) 業務運営コストの縮減に当	<定性的指標>	(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。	<評定と根拠>	(2) 業務運営コストの縮減
当たっては、「独立行政法	たっては、次の取組を行う。	◇ 業務運営コストの縮			については、各年度とも計
人改革等に関する基本的な	① 関連規程等に基づき積極的		ることにより業務運営の効率化に資するものとして、次に		
方針」(平成25年12月24日	にアウトソーシングを実施す	V/V V V V	掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率		
閣議決定)等を踏まえ、業	る。		化を図った。	に取り組み、各年度とも目	
務フロー・コスト分析結果	υ· ο		・残留農薬分析用混合標準液及びかび毒分析用混合標準液		していると評価できる。
に基づき業務改善を図る。ま			の調製作業 (H27~R元)	<各事業年度の評価結果>	
た、業務運営の効率化が図			・メールマガジンの配信作業 (H27~R元)	平成27年度:B	
られるものについては、ア			・広報誌の編集及び発送作業(H27~R元)	平成28年度: B	
ウトソーシング等を実施す			・技術情報等の翻訳作業 (H27~R元)	平成29年度: B	
				平成30年度: B	
る。			・JAS規格見直しに係るアンケート調査票の発送・集計作業(ホームページを活用したアンケート調査の実施を	+	
				T 和兀牛及:D	
			含む。) (H27~H29、R元)		
	\$\tag{\text{\substantial}}\$\tag{\text{\substantial}}\$\tag{\text{\substantial}}\$\text{\substantial}}\$\text{\substantial}\$\text{\substantial}}\$\text{\substantial}\$\tex		・ITヘルプデスク業務(H27~H29)		
	また、「独立行政法人改革等に		また、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25		
	関する基本的な方針」(平成25年		年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)を踏まえて、平		

12月24日閣議決定)等を踏まえ、 業務運営の効率化を図るため、 業務フロー・コスト分析の結果 に基づき業務の改善を行うこと を通じてその運営コストの縮減 に努める。

- ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。
- ③ 役職員からなる環境配慮・ 無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費 節減の余地がないか等の見直 しを引き続き行い、無駄削減 の取組目標を定め、厳格な自 己評価を行う。

成28年度から旅費事務について業務フロー・コスト分析に 取り組み、経路設定、交通手段選定の考え方及び職員から の交通手段選定等の照会事項の回答をまとめた役職員向け の「旅費請求の手引き」を作成し、職員掲示板に掲載・配 布するとともに、職員に対して出張伺い作成前に一読する よう指導した結果、平成28年度を基準として旅費関係業務 全体の従事時間が約2割軽減された。

- ② 分析機器等については、有効活用を図るため、稼働状況を踏まえ、センター内又はセンター間で集約化を実施するとともに、点検内容を見直すことで点検費用の削減を図った。更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、毎年度効果的な保守点検を行った。
- ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、各年度末に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、自己評価を行った。なお、無駄削減プロジェクトチームと環境委員会は、取り組み内容が重複していること、構成員がほぼ同一であることから、平成28年11月に両組織を統合し、環境配慮・無駄削減推進委員会とした。

4. その他参考情報

(別添3参照)

様式3-2-4 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 項目別評定調書

1. 当事務及び事業に関する	· 基本情報						
第2-3	人件費の削減等						
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省	27-① 28-①	29-①	30-①	元-①
			行政事業レビューシート事業番号	0004 0002	0002	0002	0002

4	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	3 0年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累
									積値等、必要な情報
	人件費の削減	人件費(前年度予算額	_	予算額:4,268,432千円	予算額:4,439,471千円	予算額:4,398,170千円	予算額:4,411,524千円	予算額:4,436,266千円	
		以下)		実績額:4,203,163千円	実績額:4,261,626千円	実績額:4,307,897千円	実績額:4,362,037千円	実績額:4,365,454千円	
				削減率:1.5%削減	削減率: 4.0%削減	削減率:2.1%削減	削減率:1.1%削減	削減率:1.6%削減	

		削減率:1.5%削減 肖	J減率: 4.0%削減	削減率: 2.1%削減	削減率:1.1%削減	削減率: 1.6%削減		
3. 各事業年度の業務に係る目標	計画、業務実績、年度評価にも	系ろ自己評価及び主発大品	5による評価					
年度目標(平成27年度~	事業計画(平成27年度~	主な評価指標	TI CO ON IM	法人の	業務実績・自己評価		主務大日	 臣による評価
令和元年度) の概略	令和元年度)の概略			業務実績	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	自己評価		
							評定	В
各事業年度の年度目標、事	事業計画の詳細は別添 2 参照 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 人件費の削減等	<評定と根	拠>			<評定に	至った理由>
		中項目の評定は、	評定: B				1の小項	目はBであり、
		小項目別 (◇) の評	根拠:◇	小項目1 (項目) ×2点	点 (B) =2点		小項目を和	漬み上げた項目
		定結果の積み上げに	B:基準	点 (2) ×9/10 ≦ 名	各小項目の合計点 (2) <	(基準点 (2) ×12/10	別評定はE	3であったため。
		より行うものとする。	<課題と対	応>			※小項目の	の点数の計算結
			引き続き	農林水産省の指示に従	い適切に対応する。		果は法人の	の自己評価と同
			<業務の評	価>			じ。	
			各事業年	度の事業計画に基づき	、的確に実施した。		具体的に	こは、給与水準
							についてん	は、各年度とも
3 人件費の削減等	3 人件費の削減等	<定性的指標>	<主要な業務実績	>		<評定と根拠>	国と同水道	準を維持すると
給与水準については、「独	給与水準については、「独	◇ 人件費(前年度予算	給与水準につい	いては、「独立行政法人	改革等に関する基本的な	: 評定:B	ともに、イ	各事業年度の人
立行政法人改革等に関する基	立行政法人改革等に関する基	額以下)の達成状況	方針」(平成25年	12月24日閣議決定)を	·踏まえ、国家公務員の約	合 根拠:給与水準につい	て 件費は前年	年度予算額以下
本的な方針」(平成25年12月2	本的な方針」(平成25年12月2	を踏まえた人件費の	与を参酌し、国	と同水準を維持してお	り、平成27年度~令和テ	元 は、各年度とも国と同か	:準 であるこ	とから、目標の
4日閣議決定)を踏まえ、国	4日閣議決定)を踏まえ、国	削減状況	年度のラスパイ	レス指数(事務・技術)	職員)は次のとおりであ	b を維持するとともに、各	・事 水準を満7	たしていると評
家公務員の給与を参酌すると	家公務員の給与を参酌すると		った。			業年度の人件費は前年度	予価できる。	
ともに、役職員の給与のあり	ともに、役職員の給与のあり					算額以下であり、目標の	水	
方について検証し、その検証	方について検証し、その検証		27年度 2	28年度 29年度 30	年度 元年度	準を満たしている。		
結果や取組状況をホームペー	結果や取組状況をホームペー		99. 3	99. 2 98. 5 9	7.8 97.4			
ジにおいて公表するととも	ジにおいて公表するととも					<各事業年度の評価結果	:>	
に、総人件費を前年度以下と	に、総人件費を前年度以下と		役職員の報酬	給与等については、	報酬水準の妥当性に係る	平成27年度: B		
する。	する。		検証結果や取組料	犬況について平成27年	度から令和元年度分まで	で 平成28年度: B		
また、役職員の給与改定に	また、役職員の給与改定に		をホームページに	こおいて公表した。		平成29年度: B		
当たっては、「公務員の給与	当たっては、「公務員の給与		また、役職員の	の給与改定に当たってに	は、「公務員の給与改定に	エ 平成30年度: B		

Ç	女定に関する取扱いについ
~	て」(各年度ごとの閣議決定)
li	こ基づき適切に実施する。

改定に関する取扱いについて」(各年度ごとの閣議決定) を踏まえ、適切に対応する。 関する取扱いについて」(閣議決定)等を踏まえ、職員給与規程 を改正し、一般職員俸給表の改訂、勤勉手当の支給割合の改訂 等を行ったところである。 令和元年度: B

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び 効率化を進め、人件費につい て削減していく。

ただし、退職金及び福利厚 生費(法定福利費及び法定外 福利費)並びに非常勤役職員 給与及び人事院勧告を踏まえ た給与改定部分を除く。 平成27年度~令和元年度の人件費の削減状況は次のとおり。

一十成41年及	で市和几年度の八	. 件質 V7 时候400	は仏のこわり。
	人件	- 費	削減率
	前年度予算額	実績額	
平成27年度	4,268百万円	4,203百万円	1.5%削減
平成28年度	4,439百万円	4,262百万円	4.0%削減
平成29年度	4,398百万円	4,308百万円	2.1%削減
平成30年度	4,412百万円	4,362百万円	1.1%削減
令和元年度	4,436百万円	4,365百万円	1.6%削減

※ 退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並び に非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を 除く。

4. その他参考情報

様式3-2-4 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 項目別評定調書

1. 当事務及び事業に関する	3基本情報						
第2-4	調達等合理化の取組						
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省	27-① 28-①	29-①	30-①	元-①
			行政事業レビューシート事業番号	0004 0002	0002	0002	0002

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報)		
								当該年度までの累積値等、必要な情報		
調達等合理化の取組(一者応札・	競争性のある契約に占め	過去3年間の平	39%	43%	45%	47%	41%			
応募割合)	る一者応札・応募割合	均值以下								
調達等合理化の取組(随意契約に	随意契約によることがで	_	契約監視委員会によ	契約監視委員会によ	契約監視委員会によ	契約監視委員会によ	契約監視委員会によ			
よることができる事由の明確化)	きる事由の明確化		る事後評価の実施	る事後評価の実施	る事後評価の実施	る事後評価の実施	る事後評価の実施			

調達等合理化の取組(随意契約に	随意契約によることがで -	契約監視委員会によ	契約監視委員会によ 契約監視委員会によ 契約監視委員会によ 契約	監視委員会によ		
よることができる事由の明確化)	きる事由の明確化	る事後評価の実施	る事後評価の実施 る事後評価の実施 る事後評価の実施 る事	後評価の実施		
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標(平成27年度~	事業計画(平成27年度~	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
令和元年度)の概略	令和元年度)の概略		業務実績			
					評定 B	
各事業年度の年度目標、事	事業計画の詳細は別添2参照	○ 契約の点検・見直	<評定と根拠>		<評定に至った理由>	
		L	評定:B		2の小項目のうち、I	
		中項目の評定は、	根拠: ◇ 小項目2(項目)×2点(B)=4点		が2項目であり、小項目	
		小項目別(◇)の評	B:基準点 (4) ×9/10 ≦ 各小項目の合計点 (4) < 基準点 (4) ×12/10		を積み上げた項目別評別	
		定結果の積み上げに	<課題と対応>	はBであったため。		
		より行うものとす	引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。	※小項目の点数の計算網		
		る。	<業務の評価>	果は法人の自己評価と		
			平成30年度は、競争性のある契約に占める一者応札・	じ。		
			かったが、競争性の確保に向けて不断の努力を継続することで、令和元年度は目標値		具体的には、次のと	
			を達成した。また、他の調達等合理化の取組については各事業年度の事業計画に基づ		り。	
			き的確に実施した。			
4 調達等合理化の取組	4 調達等合理化の取組	<定性的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	4 調達等合理化の取締	
調達等合理化の取組につい	公正性・透明性を確保しつ	◇ 競争性のある契約	公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、	評定: B	については、毎年度「記	
ては、「独立行政法人における	つ合理的な調達を促進するた	に占める一者応札・	次の取組を行った。	根拠:調達等合理化計画に	達等合理化計画」が策算	
調達等合理化の取組の推進に	め、次の取組を行う。	応募割合(過去3年	(1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進につい	基づく一者応札・応募割合	され、計画に基づく取組	
ついて」(平成27年5月25日総	(1) 調達等合理化の取組につ	間の平均値以下)の	て」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき、「調達等	は平成30年度は目標値を満	が実施されてきた。調道	
務大臣決定)等を踏まえ公正	いては、「独立行政法人に	達成状況を踏まえた	合理化計画」を毎年度策定し、当該計画に基づき以下の取組 たさなかったが、契約監		等合理化計画に基づく-	
かつ透明な調達手続きによる	おける調達等合理化の取組	競争性の確保・改善	を実施した。 委員会を通じた妥当性及		者応札・応募割合につい	
適切で、迅速かつ効果的な調	の推進について」(平成27	状況		改善方策の検討などによ	ては平成30年度は目標値	
達を実現する観点から、FAMIC	年5月25日総務大臣決定)		(2) 一者応札・応募の改善については、これまでのメールマガ	り、競争性の確保に向けて	を満たさなかったもの	
が策定する「調達等合理化計	等に基づき策定する「調達		ジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期	不断の努力を継続すること	の、契約監視委員会を達	
			1.0			

- 画」を着実に実施し、以下の 取組を行う。
- (1) 契約については原則一般 (2) 一般競争入札については、 競争入札とし、一者応札・ 応募等の改善に不断に取り 組み、競争性のある契約に 占める一者応札・応募割合 を過去3年間の平均値以下 とする。
- 等合理化計画」を着実に実 施する。
 - 幅広く周知し、仕様書の見 直しや公告期間を十分確保 する等の改善に不断に取り 組み、一層の競争性が確保 されるように努める。また、 契約監視委員会からの指摘 事項については、改善のた めの確実な取組を行う。

間を十分確保する等の取組に加え応札に参加しなかった事業 で、令和元年度は目標値を じた妥当性及び改善方策 者からのアンケートを分析し入札に反映することなどにより、| 達成するなど、改善が図ら | の検討などにより、競争 一者応札・応募の割合の低減に努めた。

各事業年度の割合は次のとおり。

	基準値(※1)	一者応札の割合(実績値)
(平成23年度	_	38.4%)
(平成24年度	_	35. 2%)
(平成25年度	_	51.8%)
(平成26年度	_	44.9%)
平成27年度	42%以下	38.5%
平成28年度	44%以下	43. 2%
平成29年度	45%以下	44.7%
平成30年度	42%以下	47. 3% (※2)
令和元年度	42%以下	40.8%

- ※1 基準値は、年度目標策定時において実績が確定している 過去3年間の実績の平均値(例:平成27年度の基準値は、 平成23年度~平成25年度の実績を基に算出)
- ※2 平成30年度は、一者応札・応募の割合は件数で47.3%と なり、目標の水準を満たさなかった。

未達成となった理由は、庁舎清掃、空調設備点検等の 複数年契約件数が、平成29年度の13件から平成30年度は2 件に大幅に減少したこと等によるためである。

一者応札・応募の改善については、分析機器やシステ ムの保守など対応できる業者が1者のみに限定される契約 について複数応札に至らないものもあったが、前述の取 組による複数者応募の増加に加え、競争性の確保に向け て考えられ得る手段として、少額随意契約の集約を行っ たことにより競争性のある契約数の増加が図られたこと から、一者応札・応割の割合を抑制することができた。

今後も競争性の確保に向けて不断の努力を継続することと している。

これら一者応札・応募の案件については、毎年度、外部有 識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方策に ついて審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会 概要をホームページで公表した。

また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめと する発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理され ていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防 ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して

れていることから、主務省 性の確保に向けて不断の 令期間を通じた目標の水準 努力を継続することで、 |は満たしていると判断す |令和元年度は目標値を達

<各事業年度の評価結果> | 省令期間を通じてみた場

平成27年度: B 平成28年度: B 平成29年度: B

平成30年度: C 令和元年度: B

成するなど、改善が図ら れていることから、主務 合、目標の水準を満たし ていると評価できる。

			当該対策の策定経緯を含め定期に周知し、不祥事の未然防止		
			・再発防止の再認識に努めた。		
(2) 随意契約については「独	(3) 随意契約については、「独	<定性的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	(2) 随意契約について
立行政法人の随意契約に係	立行政法人改革等に関する	◇ 随意契約によるこ	③ 随意契約については平成27年7月に改正した契約事務取扱規	評定: B	は、「随意契約理由書」
る事務について」(平成26	基本的な方針」(平成25年1	とができる事由の明	程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理	根拠:各年度とも計画のと	により、公平性・透明性
年10月1日付け総管査第284	2月24日閣議決定)、「独立	確化	由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を	おり調達等合理化計画に基	を確保しつつ合理的な調
号総務省行政管理局長通	行政法人の随意契約に係る		実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手	づく随意契約における事由	達を実施するとともに、
知)に基づき、随意契約に	事務について」(平成26年1		続について点検を受けた。	の明確化等に適切に取り組	調達等合理化検討会にお
よることができる事由を明	0月1日付け総管査第284号		さらに、毎年度作成する「調達等合理化計画」に基づき、	んでおり、目標の水準を満	いて当該調達手続につい
確化し、公正性・透明性を	総務省行政管理局長通知)		競争性のない随意契約の減少に努め、いずれも取扱業者が特	たしている。	て点検を受けるなど、各
確保しつつ合理的な調達を	が発出されたことにより、		定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由		年度とも計画のとおり調
実施する。	随意契約によることができ		を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事	<各事業年度の評価結果>	達等合理化計画に基づく
	る事由を明確化し、公正性		後評価が行われ、その妥当性を確認した。	平成27年度: B	随意契約における事由の
	・透明性を確保しつつ合理			平成28年度: B	明確化等に適切に取り組
	的な調達を実施する。			平成29年度: B	んできたことから、目標
	(4) 調査研究業務に係る調達		⑷ 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催され	平成30年度:B	の水準を満たしていると
	については、透明性を高め		た「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関	令和元年度: B	評価できる。
	る観点から、他の独立行政		係府省)」及び「同検証会議(関係法人)」における検討内容		
	法人の優良な事例等を収集		の情報収集を行うとともに、FAMICでの応用の可能性につい		
	し、応用の可能性を検討す		て検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられな		
	る。		かった。		
	(5) 密接な関係にあると考え		⑤ FAMICで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、		
	られる法人と契約する場合		FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以		
	には、契約締結日、契約先		上を占めている法人との契約した場合には、平成23年7月1日		
	の名称、契約金額等の情報		の入札公告等に係る契約からFAMICのホームページで公表す		
	に併せ、当該法人への再就		ることとしているが、主務省令期間中に該当する契約はなか		
	職の状況、当該法人との間		った。		
	の取引等の状況をホームペ				
	ージで公表する。				
	(6) 「公益法人に対する支出の		(6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平		
	公表・点検の方針につい		成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき、各事業年度		
	て」(平成24年6月1日行政		ごとの公益法人への支出状況等をホームページに公表した。		
	改革実行本部決定)に基づ		なお、農林水産省によるFAMICから公益法人への支出に係		
	く公表及び点検・見直しを		る点検の結果、主務省令期間中に見直しを行う必要のある支		
	着実に実施する。		出はなかった。		

4. その他参考情報

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評定の具体的な評価基準(効率化評価)

(1) 小項目の評定方法

主務省令期間の各年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、主務省令期間の事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すものとして、評定に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

- S:法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。)。
- A: 法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる(困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。)。
- B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)。
- C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)。
- D:目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。
- (2) 中項目の評定方法

中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

- A: 基準点×12/10≦ 各小項目の合計点
- B: 基準点×9/10 ≦ 各小項目の合計点< 基準点×12/10
- C:基準点×5/10 ≦ 各小項目の合計点< 基準点×9/10</p>
- D:各小項目の合計点 < 基準点×5/10
 - ※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。
- (3)総合評定の方法
 - ① 総合評定は、中項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点の区分により中項目の評定結果を点数化した上で、下記により A、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。
 - ② ①において、A評定とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。
 - A: 基準点×12/10≦ 各中項目の合計点
 - B: 基準点×9/10 ≦ 各中項目の合計点< 基準点×12/10
 - C:基準点×5/10 ≦ 各中項目の合計点< 基準点×9/10</p>
 - D:各中項目の合計点 < 基準点×5/10
 - ※ 「基準点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。
 - ③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて ①及び②で算出された基礎に基づく評定よりさらに引下げを行うなど、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月 2日総務大臣決定)を踏まえて評定を行う。
- (補足) 平成27年度~令和元年度における年度目標に定める「業務の効率化に関する事項」の実施状況等に関する評価においては、平成27年度~令和元年度の年度目標で重要度及び困難度の設定がされていないため、上 記において、困難度が高く設定された場合の評価方法は適用しない。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営の改善

(年度ごとに異なる記載箇所にはアンダーラインを添付)

年度目標(平成27年度)

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~ 行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。

事業計画(平成27年度)

- 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。
- ① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。 外部の有識表を含めた業務運営に関する懇談合を任1回関係し、業務運営合配について助意を受けることにより、同民の日籍を
- ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般について助言を受けることにより、国民の目線を 取り入れた業務改善活動を行う。
- ③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる無駄削減プロジェクトチームにおいて、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が 図られる取組の検討を行う。

年度目標(平成28年度)

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~ 行政の I C T 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。

事業計画(平成28年度)

- 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。
- ① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。
- ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般について助言を受けることにより、国民の目線を 取り入れた業務改善活動を行う。
- ③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からな<u>る無駄削減プロジェクトチーム</u>において、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が 図られる取組の検討を行う。

年度目標(平成29年度)

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~ 行政の I C T 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。

事業計画(平成29年度)

- 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。
- ① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。
- ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般について助言を受けることにより、国民の目線を 取り入れた業務改善活動を行う。
- ③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる<u>環境配慮・無駄削減推進委員会</u>において、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。

年度目標(平成30年度)

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~ 行政の I C T 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成 2 6 年 7 月 2 5 日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。

事業計画(平成30年度)

- 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。
- ① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。
- ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般について助言を受けることにより、国民の目線を 取り入れた業務改善活動を行う。
- ③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる<u>環境配慮・無駄削減推進委員会</u>において、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。

年度目標(令和元年度)

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~ 行政の I C T 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成 2 6 年 7 月 2 5 日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。

事業計画(令和元年度)

- 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。
- ① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。
- ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般について助言を受けることにより、国民の目線を 取り入れた業務改善活動を行う。
- ③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる<u>環境配慮・無駄削減推進委員会</u>において、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ~行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて~」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。

2 業務運営コストの縮減

年度目標(平成27年度)

- び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については少なく とも平成26年度比3%以上の抑制、業務経費については少なくと も平成26年度比1%以上の抑制をすることを目標に、削減する。
- (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、「独立行政法人改革等に関 する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、 業務フロー・コスト分析の活用を検討し、業務運営の効率化が図ら れるものについては、アウトソーシング等を実施する。

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除 く。) 及び業務経費について削減していく。

事業計画(平成27年度)

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及 (1) 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、少なくとも平成26年度比で一般管理費(人件費を除く。)を3%以上、 業務経費を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。
 - (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。
 - ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、業務運営の効率化を図るため、 業務フロー・コスト分析の活用を検討する。

- ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等 への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。
- ③ 役職員からなる無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い無 駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

年度目標(平成28年度)

- び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については少なく とも平成27年度比3%以上の抑制、業務経費については少なくと も平成27年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。
- (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、「独立行政法人改革等に関 する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏ま え、業務フロー・コスト分析を実施する。また、業務運営の効率化 が図られるものについては、アウトソーシング等を実施する。

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除 く。) 及び業務経費について削減していく。

事業計画(平成28年度)

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及 (1) 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、少なくとも平成27年度比で一般管理費(合同庁舎維持等分担金を除く。) を3%以上、業務経費を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。
 - (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。
 - ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、業務運営の効率化を図るた め、業務フロー・コスト分析を実施する。

- ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等 への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。
- ③ 役職員からなる無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い無 駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

年度目標(平成29年度)

- び効率化を進め、一般管理費(人件費及び合同庁舎維持等分担金を 除く。) については少なくとも平成28年度比3%以上の抑制、業 務経費については少なくとも平成28年度比1%以上の抑制をする ことを目標に削減する。
- (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、「独立行政法人改革等に関 する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏ま え、業務フロー・コスト分析結果に基づき業務改善を図る。また、 業務運営の効率化が図られるものについては、アウトソーシング等 を実施する。

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費及び 合同庁舎維持等分担金を除く。) 及び業務経費について削減していく。

事業計画 (平成29年度)

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及 (1) 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、少なくとも平成28年度比で一般管理費(合同庁舎維持等分担金を除く。) を3%以上、業務経費を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。
 - (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。
 - ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、業務運営の効率化を図るた め、業務フロー・コスト分析の結果の基づき業務の改善を行うことを通じてその運営コストの縮減に努める。

- ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等 への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。
- ③ 役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、 無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

年度目標(平成30年度)

び効率化を進め、一般管理費(人件費及び合同庁舎維持等分担金を

事業計画(平成30年度)

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及 (1) 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、少なくとも平成29年度比で一般管理費(合同庁舎維持等分担金を除く。) を3%以上、業務経費を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。
 - 除く。) については少なくとも平成29年度比3%以上の抑制、業 (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。

- 務経費については少なくとも<u>平成29年度比</u>1%以上の抑制をすることを目標に削減する。
- (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) <u>等を踏まえ、</u>業務フロー・コスト分析結果<u>に基づき業務改善を図る。</u>また、業務運営の効率化が図られるものについては、アウトソーシング等を実施する。

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費<u>(人件費及び</u>合同庁舎維持等分担金を除く。)及び業務経費について削減していく。

- ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)<u>等を踏まえ</u>、業務運営の効率化を図るため、業務フロー・コスト分析の結果の基づき業務の改善を行うことを通じてその運営コストの縮減に努める。
- ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等 への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。
- ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

年度目標(令和元年度)

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、合同庁舎維持等分担金及び消費税増税等による影響額を除く。)については少なくとも平成3 0年度比3%以上の抑制、業務経費(消費税増税等による影響額を除く。)については少なくとも平成30年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。
- (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) <u>等を踏まえ、</u>業務フロー・コスト分析結果<u>に基づき業務</u>改善を図る。また、業務運営の効率化が図られるものについては、アウトソーシング等を実施する。

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費 (人件費及び合同庁舎維持等分担金を除く。)及び業務経費について削減していく。

事業計画(令和元年度)

- (1) 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、少なくとも<u>平成30年度比</u>で一般管理費(<u>合同庁舎維持等分担金及び消費税増税等による影響額</u>を除く。)を3%以上、業務経費<u>(消費税増税等による影響額を除く。)</u>を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。
- (2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。
 - ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)<u>等を踏まえ</u>、業務運営の効率化を図るため、業務フロー・コスト分析の結果の基づき業務の改善を行うことを通じてその運営コストの縮減に努める。

- ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等 への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。
- ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

3 人件費の削減等

年度目標(平成27年度)

給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年1 のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表すると 表するとともに、総人件費を平成26年度以下とする。 ともに、総人件費を平成26年度以下とする。

また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」「基づき適切に実施する。 (平成26年10月7日閣議決定)に基づき適切に実施する。

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、人件費について削減していく。

ただし、退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職 員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。

事業計画(平成27年度)

給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公 2月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与 | 務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公

また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成26年10月7日閣議決定)に

年度目標(平成28年度)

のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表すると 表するとともに、総人件費を平成27年度以下とする。 ともに、総人件費を平成27年度以下とする。

また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」「基づき適切に実施する。 (平成27年12月4日閣議決定)に基づき適切に実施する。

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、人件費について削減していく。

ただし、退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職 員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。

事業計画(平成28年度)

2月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与 務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公

また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成27年12月4日閣議決定)に

年度目標(平成29年度)

給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年1 のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表すると 表するとともに、総人件費を平成28年度以下とする。 ともに、総人件費を平成28年度以下とする。

また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」「を踏まえ、適切に対応する。 (平成28年10月14日閣議決定) に基づき適切に実施する。

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、人件費について削減していく。

ただし、退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職 員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。

事業計画(平成29年度)

給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公 2月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与 | 務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公

また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成28年10月14日閣議決定)

年度目標(平成30年度)

給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年1 のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表すると 表するとともに、総人件費を平成29年度以下とする。 ともに、総人件費を平成29年度以下とする。

また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」┃を踏まえ、適切に対応する。 (平成29年11月17日閣議決定)に基づき適切に実施する。

事業計画(平成30年度)

給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公 2月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与1務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公

また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、人件費について削減していく。

ただし、退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職 員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。

年度目標(令和元年度)

給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年1 のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表すると 表するとともに、総人件費を平成30年度以下とする。 ともに、総人件費を平成30年度以下とする。

また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」┃踏まえ、適切に対応する。 (平成30年11月6日閣議決定)に基づき適切に実施する。

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、人件費について削減していく。

ただし、退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職 員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。

事業計画 (令和元年度)

給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公 2月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公

また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成30年11月6日閣議決定)を

4 調達等合理化の取組

年度目標(平成27年度)

調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMICが策定した「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。 この場合において、調査研究業務に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。

- (1)契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組み、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合を42%以下とする。
- (2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

事業計画 (平成27年度)

公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。

- (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。
- (2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや広告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。
- (3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)、「独立行政 法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)が発出さ れたことにより、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。
- (4) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。
- (5) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。
- (6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく公表 及び点検・見直しを着実に実施する。

年度目標(平成28年度)

調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMICが策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。

- (1)契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組み、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合を44%以下とする。
- (2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

事業計画 (平成28年度)

公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。

- (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。
- (2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや広告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。
- (3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)、「独立行政 法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)が発出されたことにより、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。
- (4) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。
- (5) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。
- (6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく公表 及び点検・見直しを着実に実施する。

年度目標(平成29年度)

調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMICが策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。

- (1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組み、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合を45%以下とする。
- (2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

事業計画(平成29年度)

公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。

- (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25 日総務大臣決定)等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。
- (2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや広告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。
- (3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)、「独立行政 法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)が発出さ れたことにより、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。
- (4) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。
- (5) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当

該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。

(6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく公表 及び点検・見直しを着実に実施する。

年度目標(平成30年度)

調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMICが策定した「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。

- (1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組み、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合を42%以下とする。
- (2) 随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

事業計画(平成30年度)

公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。

- (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。
- (2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや広告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。
- (3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)、「独立行政 法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)が発出さ れたことにより、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。
- (4) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。
- (5) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。
- (6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく公表 及び点検・見直しを着実に実施する。

年度目標(令和元年度)

調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMICが策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。

- (1)契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組み、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合を42%以下とする。
- (2) 随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

事業計画 (令和元年度)

公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。

- (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。
- (2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや広告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う
- (3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)、「独立行政 法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)が発出さ れたことにより、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。
- (4) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。
- (5) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。
- (6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく公表 及び点検・見直しを着実に実施する。

第2-2 業務運営コストの縮減状況

無駄削減プロジェクトチームにおける経費節減の目標と達成状況

目 標			j	達成状況			
1. (1)光熱水量の削減の取 組として、照明機器、事 務機器、分析機器空調 設備等の効率的(消 灯、省エネ設定、温度 設定など)な使用により 削減を図る。	光熱水量の削減を図る取り組みとして、期間を通じて消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設定(夏季28度、冬季20度)、節水、ガス利用機器の効率的使用など、貼り紙、メールで役職員への周知を図った結果、電気量、ガス量及び水道量の削減状況は次のとおりとなった。						
		電気量	対前年比	ガス量	対前年比	水道量	対前年比
	(平成26年度) 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度	3,036千kW 2,976千kW 3,072千kW 2,976千kW 2,989千kW 2,974千kW	- 2.0%減 3.2%増 3.1%減 0.4%増 0.5%減	116.9千㎡ 109.5千㎡ 107.3千㎡ 96.6千㎡ 89.0千㎡ 89.2千㎡	- 6.4%減 2.1%減 9.9%減 7.9%減 0.2%増	10.1千㎡ 9.3千㎡ 8.9千㎡ 8.9千㎡ 7.6千㎡ 7.1千㎡	 7.8%減 4.1%減 0.0% 14.4%減 6.6%減
(2) コピー枚数の削減の 取組として、グループウェアの活用、複写機、プリンターにおける、と	コピー機枚数の削減を図る取り組みについて、貼り紙、メールで役職員への周知を図った結果、コピー枚数の削減状況は次のとおりとなった。						
部数以上の印刷禁止、 両面印刷、集約印刷、使 用済み用紙の裏紙利用 などにより削減を図る。	(平成26年度) 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度	コピー杉 3,809千 3,790千 3,391千 3,429千 3,139千 2,972千	枚 枚 0. 枚 10. 枚 1. 枚 8.	7年比 - 5%減 5%減 1%増 5%減 3%減			
2. 予算の計画的執行 計画的な予算執行を 図るため、予算執行状 況を定期的に点検し、 その結果を実行配分に 反映させる。	針に則り、当初 ² 配分、10月に第 単位での各担当	予算配分後に 3次配分を行 6者ヒアリンク で12月に第	は四半期ごと うった。第3匹 がを開催し執 4次配分を彳	とに予算の執 日半期での最 行状況の確 うった。さらに	行を状況を 終配分にあ 認と執行見 :同月第5次	把握しつつ たり、11月1 込みの把握 !配分を行し	に各セグメント を行った。 ヽ、これを以て
3. 職員の意識改革を促 進するための取組	職員の意識さ (1)複写機等係 再利ポープロン 及び電への取 (2)節ピー用員 (3)コピー 推進委員会	使用時におり 要なカラーニ エクターを活 は組を啓発す の購入実績	ナる両面印 コピーの禁」 用した資料 る貼り紙の 責及び電気・	刷、ツーイン 上、グルーフ I説明)掲示	ノワン等の プウェアの記	活用、使用 f用、WEBs	済み用紙の 会議システム